

「洗濯表示」が変わりました！！

東京オリンピック開催まで3年となり、日本国内でも着々と準備が進められています。身近な生活において“表示”も変化してきています。2016年12月1日から、日本で使われていた洗濯表示が海外と同じものになりました。これにより日本で買った服も海外で買った服も同じ洗濯表示に統一されることになります。

新しい「洗たく表示」のポイント

① 記号のデザインが変わりました！

5つの基本記号と付加記号・数字の組み合わせで表示されます。世界で共通に使用されているISO（国際規格）の記号と同じになりました。

**5つの基本記号**

せんたく 洗濯	ひょうはく 漂白	かんそう 乾燥	アイロン	クリーニング
かてい あら かた 家庭での洗い方	よご やしみを落とす ひょうはくざい しゅるい 漂白剤の種類	かてい かんそうき つか ・家庭で乾燥機が 使えるか ほ かた ・干し方	アイロンのかけ方	クリーニング方法

**温度や強さなどを表す記号（付加記号）**

<b>強さ</b>	<p>線なし</p> <p>ふつう 弱い 非常に弱い</p> <p>強い ← → 弱い</p>	
<b>温度</b>	<p>低い ← → 高い</p>	<p>消費者庁 HP より</p>
<b>禁止</b>	<p>×</p>	<p>せん おお ほう よわ 線は多い方が弱い てん おお ほう たか 点は多い方が高い おほ と覚えましょう</p>
<b>数字</b>	<p>95 / 70 / 60 / 50 / 40 / 30</p> <p>ひょうし すうじ ひく おんど あら 表示の数字より低い温度で洗います</p>	

② 参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。例)「あて布使用」「弱く絞る」

③ 表示は、取扱い方の上限を表しています。

表示より強い作用や高い温度での洗濯やアイロン掛けは、衣類にダメージを与える可能性があります。

お気に入りの衣類を長く着るために、新しい「洗濯表示」を理解して正しく洗濯をしましょう。

# 『標準営業約款制度[Sマーク] をご存じですか!』



厚生労働大臣認可

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(財)千葉県生活衛生営業指導センター (☎043-307-8272) までお問い合わせ下さい。

四街道市消費生活センター

☎043-422-2155

受付日 月曜～金曜日

第1・第3土曜日(電話相談のみ)

(祝日、年末年始を除く)

受付時間 9時～16時